

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 28 年 7 月 6 日 近 畿 総 合 通 信 局

遊漁船に開設した不法パーソナル無線局の共同取締りで3名を摘発

~隣接する総合通信局との連携で敦賀海上保安部及び小浜海上保安署と共同取締りを実施~

近畿総合通信局(局長:関 啓一郎(せき けいいちろう))は6日、敦賀海上保安部及び小浜海上保安署と共同で、若狭湾において不法パーソナル無線局を開設していた遊漁船の取締りを実施しました。今回の取締りは、不法パーソナル無線局の出現が隣接管内に跨がることから北陸総合通信局との連携の下、実施したものです。

その結果、自己が所有する遊漁船に不法無線局を設置していた3名(5隻)を電波法違反で摘発しました。

- 1 不法無線局の種別及び局数 不法パーソナル無線局 5局
- 2 被疑者の住所及び職業
 - (1)福井県小浜市在住の遊漁船業者 (56歳 男)
 - (2)福井県大飯郡おおい町在住の遊漁船業者 (51歳 男)
 - (3) 福井県大飯郡おおい町在住の遊漁船業者(48歳 男)
- 3 関係法令及び適用条項

電波法第4条(不法開設)

電波法第 110 条第 1 号 (1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金)

4 参考事項

近畿総合通信局では、かねてから舞鶴市沖合の若狭湾で運用する不法パーソナル無線局のグループを電波監視システムにより捕捉し、第八管区海上保安本部へ関連情報を提供することにより、不法パーソナル無線局開設者の特定を進めてきました。 今回は、こうした入念な事前調査が違反者の摘発につながったものです。

当局では、電波利用環境保護のため、今後も隣接する総合通信局と連携し、捜査 機関の協力を得て、不法無線局の取締りを行っていく方針です。

連絡先:電波監理部 監視第一課

(担当:山本、西廼)

電 話:06-6942-8523

主な不法無線局の概要と妨害事例

〇不法パーソナル無線局 ~携帯電話を妨害!~

パーソナル無線局は、操作資格はいりませんが、無線局の免許 は必要であり、総務省の技術基準適合マークが貼り付けられてい ます。

不法パーソナル無線局は、決められた周波数帯以外の周波数を 使用できるように改造したり、電力増幅器を付加し、空中線電力 を大きくしたもので、「チャンネル固定可能」、「スペシャル機 能付き」等として販売されることもあります。

この様な何らかの改造をしたパーソナル無線機はすべて不法パーソナル無線局となります。

また、パーソナル無線局は、その無線局数が年々減少していることなどを踏まえ、周波数割当計画の変更により、周波数を割り当てることのできる期限が「平成27年11月30日まで」と定められ、同日にパーソナル無線局の免許の交付(新規の免許及び再免許)は終了しました。現在有効な免許をお持ちのパーソナル無線局は、免許状に記載された有効期限まではお使いいただけますが、有効期限満了後は、不法パーソナル無線局となりますのでご注意ください。







〈妨害事例〉

携帯雷話が使用できなくなります

〇不法アマチュア無線局 ~消防・救急用などの重要無線通信を妨害!~

アマチュア無線局を使うためには、無線従事者資格とアマチュア無線局の両方の免許が必要です。

不法アマチュア無線局の中には、アマチュア無線用に決められた周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して、他の無線通信に妨害を与える悪質な事例が多発しています。



〈妨害事例〉

重要無線通信(警察用無線、消防・救急用無線、鉄道用無線等)を妨害し、人命の安全、財産の保護等に係る活動が阻害されます。